

毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

第六百八十七号

令和八年

九月十四日

月曜日

目次

告示

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託

公告

○公共測量の実施（二件）

告 示

山梨県告示第二百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社日本旅行甲府支店 山梨県甲府市丸の内二丁目二十九番四明治安田生命甲府ビル一階
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出 令和八年度山梨県LPガス支援金給付事業に係る扶助費
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年七月二十七日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年七月二十七日から令和九年三月三十一日

公 告

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡東農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量（三級基準点網図・地図情報レベル五〇〇）
- 二 測量の地域 山梨県甲州市の一部
- 三 測量の期間 令和八年九月二日から同年十二月二十八日まで

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡東農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年九月十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 公共測量（三級基準点網図・地図情報レベル五〇〇）
- 二 測量の地域 山梨県山梨市の一部
- 三 測量の期間 令和八年七月二十四日から令和九年三月十五日まで